

## 令和8年度個人住民税（町民税・県民税）及び森林環境税が 非課税になる方

個人住民税（町民税・県民税）は前年の所得に基づいて課税されますが、扶養親族の人数や所得控除の内容によって非課税となる基準（町民税・県民税非課税限度額）が異なります。

### 町民税・県民税非課税限度額の計算

合計所得金額が **28万円×（扶養人数+1）+10万円** +扶養がいる場合 **16.8万円** 以下であれば非課税となります。合計所得金額に対応する収入金額の具体例については下の表を参照してください。（注1）

（単位：円）

扶養人数	合計所得金額	給与収入のみ	年金収入(65歳未満)のみ	年金収入(65歳以上)のみ
扶養なし	380,000	1,030,000	980,000	1,480,000
1人	828,000	1,478,000	1,470,667	1,928,000
2人	1,108,000	1,758,000	1,844,000	2,208,000
3人	1,388,000	2,099,999	2,217,334	2,488,000
4人	1,668,000	2,499,999	2,590,667	2,768,000
5人	1,948,000	2,899,999	2,964,000	3,048,000

### 未成年・障害者・ひとり親・寡婦の場合

税法上の扶養親族がいない場合でも、本人が未成年又は障害者控除、ひとり親・寡婦控除を受けているときは、合計所得金額が **135万円以下** であれば非課税となります。

### 未成年・障害者・ひとり親・寡婦

（単位：円）

合計所得金額	給与収入のみ	年金収入(65歳未満)のみ	年金収入(65歳以上)のみ
1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

（注1）表に記載された収入金額は、所得が1種類のみの場合の例です。所得が複数ある場合は対応しておりません。